

## LINE 法人向けサービス「LINE ビジネスコネク」個別約款

### 第1条 (目的)

この LINE 法人向けサービス「LINE ビジネスコネク」個別約款(以下「本個別約款」といいます。)は、LINE 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する、LINE ビジネスコネク(以下「本サービス」といいます。)の利用について定めるものです。

### 第2条 (定義)

本個別約款において使用する用語は、以下の各号の意味で使用します。

- (1) 「LINE」とは、当社が運営する、メッセージサービス「LINE」及び関連するサービスをいいます。
- (2) 「契約者」とは、本サービスを利用してLINEと連動するプログラム又はシステム(以下、総称してCPサーバー)を開発し、これを提供する者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、契約者の提供するCPサーバーを通じてLINEを利用する者をいいます。
- (4) 「開発環境」とは、当社が本サービスの開発環境として契約者に提供する「LINE Developers」をいいます。

### 第3条 (契約関係)

1. 本個別約款は、「LINE 法人向けサービス 基本約款」(以下「基本約款」といいます。)及びLINE 法人向けサービス「LINE 公式アカウント」個別約款(以下「公式アカウント個別約款」といいます。)とあわせて適用されるものとし、本個別約款と基本約款又は公式アカウント個別約款の内容が異なる場合は、本個別約款が優先して適用されるものとします。
2. 本サービスの利用を希望する者は、基本約款、公式アカウント個別約款及び本個別約款に同意のうえ、当社が別途定める書面(契約書・覚書等の他、発注書・注文請書、電子メール等の甲乙双方の合意が確認される書面を含みます。)並びに当社が別途指定する申込書又は申込画面(以下、あわせて「申込書等」といいます。)により、本サービスの申込に必要な事項を当社に届け出る方式にて、本サービスの利用を申し込むものとします。なお、本個別約款の内容と申込書等の内容が異なる場合は、申込書等の内容が優先して適用されるものとします。
3. 当社が、本条第2項の申込みに対し、本サービスの利用を承諾したときは、本サービスの利用に必要なID、パスワード及び本サービスを利用する為に必要な情報(以下「ID等」といいます。)を、電子メールを含む書面により契約者に通知するものとします。
4. 本サービスの利用にかかる個別の利用契約(以下「個別契約」といいます。)は、申込書等により特段の定めのある場合を除き、前項の当社から契約者に対する、本サービスの利用に対する承諾の意思表示が発せられた日(以下「利用開始日」といいます。)に成立するものとします。
5. 個別契約の契約期間は、申込書等により特段の定めのある場合を除き、利用開始日から6か月間とし、期間満了1か月前までに当社又は契約者のいずれかが解約を申し出ない限り、同一の条件で自動的に3か月間更新されるものとし、以降も同様とします。
6. 前項の規定にかかわらず、本サービスの利用にかかるLINE公式アカウントの利用契約が終了となった場合又は本サービスを利用することができないものに変更になった場合は、その時点で、個別契約も当然に終了するものとします。

### 第4条 (本サービス・ID等の管理)

1. 契約者は、善良な管理者の責任をもって、ID等を管理し、本サービスを利用するものとします。

2. 契約者は、開発環境を通じて CP サーバーを開発する為に必要となる、技術仕様及びドキュメント等(以下「当社ドキュメント等」といいます。)を、参照又はダウンロードするものとします。
3. 契約者は、開発環境において必要な事項を入力することで、本サービスを開発・運営管理する者(以下「運用者」といいます。)を指定することができます。なおこの際、契約者は、運用者による本サービスの全ての行為に責任を負うものとし、当社は、当該運用者の行為を契約者の行為とみなし、契約者に対し個別契約に基づく責任を問うことができるものとします。
4. 契約者は、電子メールを含む事前の書面による当社の承諾を得ることなく、運用者を除く契約者以外の第三者に、ID等を利用(開発環境へのアクセスその他の本サービスに対する一切の操作をいいます。)させないものとします。
5. 契約者は、管理画面及びID等の利用において取得した一切の情報(個人情報を含みますが、これに限りません。以下、あわせて「本件情報」といいます。)を、機密情報として管理すると共に、本サービスの利用に必要な範囲でのみ使用するものとします。
6. 契約者は、ID等及び本件情報の適正な管理のため、以下の各号に定める体制を構築するものとします。
  - (1) ID等及び本件情報の取扱いを監督する責任者を選任すること。
  - (2) 本サービスにアクセス可能な端末装置を限定し、当該端末装置の管理を厳重に行うこと。
  - (3) ID等及び本件情報が記録(記載)された有体物を使用する場合は、使用及び保管する場所を限定し、施錠可能なキャビネット、ロッカー等において厳重に管理すること。
  - (4) 前三号の他、本件情報の適切な管理のため必要な体制(不正アクセスの検知機能の整備、教育、監査を含みますが、これらに限りません。)を整えること。
  - (5) 当社が求める場合、合理的な範囲でID等及び本件情報の管理体制を、電子メールを含む書面で当社に報告すること。

#### 第5条 (CP サーバーに関する事項)

1. 契約者は、契約者の費用負担と責任において、CP サーバーを開発し、これを公開するものとします。
2. 契約者は、事前に CP サーバーの開発にかかる企画及び機能等(以下「企画情報」といいます。)を、電子メールを含む書面により当社に報告し、当社からの事前の承諾を得るとともに、当社から変更等の指示があったときは、当該指示に従うものとします。なお、当社は、企画情報を契約者の機密情報として取り扱うものとします。
3. 契約者は、CP サーバーの LINE 上でのふるまい(自動化されているものに限らず、契約者が直接に開発環境を操作して利用者に配信するメッセージ等を含みます。)が、当社が別途定める「LINE 利用規約」(以下「利用規約」といいます。)の禁止事項等に抵触しないよう、CP サーバーを開発するものとします。この場合、利用規約における「利用者」を「契約者」に読み替えて解釈するものとします。なお、契約者は、利用者に配信するメッセージ内に、契約者が実質的に支配管理していないページへのリンクを設定してはならないものとします。
4. 契約者は、CP サーバー上の利用者が認識することができる画面(メッセージ等による通知を含みます。)に、以下の各号の事項が表示され、必要に応じて利用者からの同意を得る等の機能を実装するものとし、かつ、本項 2 号以下の規定に基づき利用者に対して表示した事項を遵守しなければならないものとします。
  - (1) CP サーバーの提供元として契約者の商号を表示すること。
  - (2) 利用者が CP サーバーに入力したメッセージ及び収集された利用者の情報(個人情報を含みますが、これに限りません。以下「利用者の情報」といいます。)の管理責任が契約者にあり、これらの情報が CP サーバーが提供する LINE 上におけるサービスの範囲に限り利用されること。
  - (3) 契約者が LINE における公式アカウントについて複数契約している場合、利用者の情報について公式アカウント毎に管理し、一つの公式アカウントで得た利用者の情報を別の当該情報を得ていない公式ア

- カウントにおいて利用しないこと。
- (4) 利用者の情報が、契約者の定めるプライバシーポリシーにより取り扱われること、及び利用者が当該プライバシーポリシーをいつでも参照可能な機能が実装されていること。
  5. 契約者は、CP サーバーの開発及びその運用にあたり、以下の各号の事項を表明し保証します。
    - (1) 当社ドキュメント等が定める「CP サーバーの仕様」及び「ガイドライン」(名称の如何にかかわらず、同様の目的により契約者に交付される書面又は通知を含み、以下「ガイドライン等」といいます。)等の内容を満たしており、ガイドライン等所定の禁止事項に該当しないこと。
    - (2) 第三者の権利(著作権、著作者人格権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、営業秘密、名誉権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権を含みますが、これらに限りません。)を侵害していないこと。
    - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある内容(過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、その他反社会的な内容を含みますが、これに限りません。)又は法令により禁止される内容を含んでいないこと。
    - (4) 契約者の開発・運営管理するシステムが、経済産業省の定める「システム管理基準」の項目を満たすか又は同等の管理体制を整備していること。
    - (5) CP サーバーが収集する情報が、CP サーバーの運営に必要であると当社が判断する情報のみに限定されており、パスワードや暗証番号、クレジットカード情報、その他秘匿性の高い情報を取得せず、また、利用者のプライバシーに関わる情報を殊更に取得しないこと。
    - (6) 本件情報について、運用者を除く第三者に提供又は公開せず、また、公式アカウント毎に管理をすること。
  6. 当社は、CP サーバー の運用が開始した後であっても、CP サーバーの動作に関して利用規約やガイドライン等に照らし違反行為や不適切な動作の可能性があると当社が判断する場合、契約者に対し、是正の指示やCP サーバーの検査を求めることができるものとし、契約者は、当該検査に応じ必要な協力をしなければならず、当社からは是正の指示を受けたときは、速やかに当該指示に従わなければならないものとします。
  7. 契約者は、契約者の公開した CP サーバーに起因して、利用者を含む第三者からクレーム等を受けた場合又は個人情報等の漏洩などのセキュリティ事件・事故が発生した場合は、速やかに当該事項を電子メールを含む書面により当社に通知し、当社が別途求める場合には、合理的な範囲で当該事象の詳細を当社に報告する義務を負うものとします。
  8. 契約者は、契約者の開発した CP サーバーに起因して、契約者と利用者を含む第三者との間において紛争が生じた場合は、契約者の責任と費用において当該紛争を処理解決するものとします。また、当社は、当該紛争につき仲介を含め一切関与しないものとします。
  9. 契約者は、利用者の情報の取扱いについて本個別約款に定めのない事項については LINE User Data Policy に従います。本個別約款が LINE User Data Policy に抵触する場合は、本個別約款が優先して適用されます。

## 第6条 (権利の帰属・利用)

1. 当社ドキュメント等の著作権を含む知的財産権は、当社に帰属するものとし、契約者は当社の事前の承諾なく、当社ドキュメント等を転載、転送、複写、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案することはできないものとします。
2. 契約者が、開発環境を含む本サービスの利用により取得した、利用者に関する LINE 上の情報(利用者の氏名、ニックネーム、LINE ID、アイコン用画像、ステータスメッセージ、画像、利用者の識別子等を含みますが、これらに限りません。)の権利は、当社に帰属するものとし、契約者は、これを本サービスの目的の範囲内に限定して使用できるものとします。
3. 契約者が、CP サーバーを通じて取得する情報(利用者が、LINE を通じて CP サーバーとの間で送受信す

るメッセージ及びその他の付加情報(ただし、前2項で定めた当社が権利を有する情報を除きます。)をいい、以下「CPサーバー通信情報」といいます。)の権利は、契約者に帰属するものとし、当社は、CPサーバー通信情報の一切を保護する義務を負わないものとし、

4. 契約者は、CPサーバーの開発及びその運用に関連して、発明、考案、創作等(以下「発明等」といいます。)を行なった場合には、書面によりその内容を当社に通知するものとし、別途協議の上、発明等の権利(特許権、実用新案権、意匠権、著作権を含みます。)の帰属を定めるものとし、また、発明等につき、特許等の出願(特許、実用新案、意匠等の出願をいい、外国出願を含みます。)を行う場合は、予め当社と協議して出願人を定めるものとし、
5. 契約者は、前項に定める協議の結果、発明等の権利が契約者に帰属することとなった場合であっても、当社が求めるときは、当社及び当社が指定する第三者(以下「ライセンシー」と総称します。)に対し、発明等を実施又は利用(ライセンシーが自らのソフトウェア等の開発を行い、当該ソフトウェア等を自ら利用し、又は第三者をして利用させることを含みます。)する権利を、地域及び期間の限定なく、無償で、許諾するものとし、著作者人格権を行使しないものとし、
6. 契約者は、運用者により本サービスの開発・運営管理をする場合、前2項の規定に基づく取扱いの支障とならないよう、契約者と運用者との間の契約において必要な定めを設けるものとし、
7. 契約者は、CPサーバー通信情報が、利用者の端末上に保存され、利用者が継続して利用できることに予め同意するものとし、

#### 第7条(提供中断・停止)

1. 当社は、LINEを含む本サービスに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、特定の目的に利用することの適法性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みますがこれらに限りません。)がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。
2. 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を、中断又は停止できるものとし、当社はこの場合、可及的速やかに本サービスの提供を中断又は停止する事実及び期間等を、契約者に対する電子メールによる通知又は開発環境への掲載等を通じて告知し、本サービスの提供の中断又は停止による契約者及び利用者への影響が最小となるよう合理的な努力をするものとし、
  - (1) 本サービスに用いる設備の点検、保守又は工事等を行うとき。
  - (2) 本サービスに用いる設備に障害が発生したとき。
  - (3) 電気通信事業者の提供する役務に起因して、電気通信サービスの利用が不能となったとき。
3. 当社は、契約者が公開したCPサーバーが以下の各号に該当すると判断した場合、契約者に対し事前に電子メールを含む書面による通知を行うことで、本サービスの提供を中断又は停止することができるものとし、ただし、緊急やむを得ない場合は、本サービスの提供を直ちに中断又は停止し、事後速やかに電子メールを含む書面による通知を行うものとし、
  - (1) 当社が承諾した企画情報と著しく異なるとき。
  - (2) 利用規約、本個別約款その他当社所定の禁止事項に該当するとき。
  - (3) 利用者の情報が不正に収集されているとき。
  - (4) ガイドライン等に準拠していないとき。
  - (5) その他、当社が不適切と判断したとき。
4. 当社は、CPサーバー又はCPサーバーと連携する契約者の電気通信設備に起因してLINEとCPサーバー間の通信が輻輳するか又は遮断されることにより、利用者がCPサーバーに入力しようとしたメッセージその他の通信をCPサーバーへ送受信することができなかつたときは、当社の判断により当該通信の全部又は一部を破棄することができ、かつ、契約者に対する事前の通知を行うことなく本サービスを中断又は停止することができるものとし、

5. 契約者は、本サービスの提供の中断又は停止により、LINE と CP サーバーとの間の通信が影響を受け、CP サーバーが正しく動作しなくなる場合があることについて予め同意します。
6. 当社は、理由の如何によらず、LINE を含む本サービスの中断又は停止により、契約者又は利用者が発生した損害につき、一切その責任を負わないものとします。

#### 第8条（適法性の確認）

契約者は、本サービスを利用して利用者に特定のサービスを提供することが適法であることを、当該サービスを規制することが合理的に予測される行政機関に事前に問い合わせをし、確認したことをここに表明し、保証するものとします。なお、規制する法律がない場合はかかる確認義務を負わないものとします。また、本サービス利用開始後も、利用者に特定のサービスを提供することの適法性について、継続して確認するものとします。これらの確認義務を怠り、本サービスを利用して特定のサービスを利用者に提供することが違法と判明した場合、当社は、直ちに本サービスの利用を停止又は中断することができ、かかる停止又は中断に関して契約者に生じた損害についてはなんら責任を負わないものとします。また、本サービスを利用して特定のサービスを利用者に提供することが違法であった場合において、当社に生じた損害及び当社が第三者に対して負担することになった損害賠償金相当額（損害には弁護士費用を含みますがこれに限られません。）について、契約者は当社に直ちに全額賠償するものとします。

#### 第9条（解除）

1. 当社は、契約者が以下の各号に該当した場合において、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず当該是正がなされないときは、電子メールを含む書面による事前通知を行い、個別契約を解除することができます。
  - (1) 第7条（提供中断・停止）第3項又は第4項に定める事由が発生したとき。
  - (2) 本個別約款の各条項に違反したとき。
2. 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合は、前項の定めにかかわらず、電子メールを含む書面による事前通知を当社が契約者に対して発信した日から30日を経過する日までに契約者が特段の異議を述べない限り、当該通知を発信した日から30日を経過した日をもって、個別契約を解除することができるものとします。
  - (1) 契約者が開発し公開するCPサーバーからLINEに対し、6ヶ月間以上アクセスがなかったとき。
  - (2) 契約者が6ヶ月間以上にわたり開発画面にログインしていなかったとき。

#### 第10条（契約終了後の措置）

契約者は、個別契約終了後ただちにID等の使用を中止し、第6条2項で定めた当社が権利を有する情報、第6条3項で定めた契約者が権利を有する情報及び当社ドキュメント等をすみやかに破棄するものとします。第6条2項に該当する情報及び第6条3項に該当する情報の削除の詳細は、LINE User Data Policy に従うものとします。

以上

最終改定日:2017年8月21日